

— 目 次 —

- 平成 29 年 8 月の税務
- 相続は財産だけではありません

いつもお世話になっております。

蒸し暑い日が続いていますね。

まだまだ暑さが厳しいので、くれぐれもご自愛下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

平成 29 年 8 月の税務

8/10

- 7 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

8/31

- 6 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 3 月、6 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 12 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が 400 万円超の 3 月、9 月、12 月決算法人・個人事業者の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が 4,800 万円超の 5 月、6 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(4 月決算法人は 2 ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告

○個人事業税の納付(第 1 期分)

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 2 期分)

株式会社 アビームマネジメント
税理士法人アビームマネジメント

〒980-0014
仙台市青葉区本町 1-12-7-3F

TEL : 022-225-5090
FAX : 022-225-5091

E-MAIL :
info@abeam-m.co.jp

<税務/会計トピックス>

相続は財産だけではありません

◆相続債務にはご注意ください

被相続人が亡くなって相続が開始されると、相続人が集まって遺産分割協議を行います。遺産分割協議で相続財産の分割を受けなくとも、相続債務は引き受けなければなりません。

どういふことかと言うと、両親と子供一人の家族で、アパートを所有していた父が亡くなり、母がその後の生活のためにアパートを相続したようなケースで、アパート建設のための借金が残っていた場合、銀行はその借金の返済をアパートを相続しなかった子供にも請求できます。

債権者にとって、相続人が勝手に決めた遺産分割協議に拘束されることはなく、相続人全員に法定相続分に応じた分割債務を請求できるのです。

そうならない為には債権者である銀行等に承認を得ておく必要があります。

遺産分割協議書は、相続人の間では有効ですが、債権者には意味がありません。

◆心配な場合は相続放棄を

相続財産を受け取らず、相続債務に不安があるときは家庭裁判所に申立てをして相続放棄を受けることができます。

相続放棄を受ければ被相続人の債務に関する追及はありません。

相続放棄は自己のために相続があったことを知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申立てしなければなりません。

「知ってから」というのは、相続人と言えども疎遠な場合もあり、知らないうちに相続債務の請求を受けない為の措置です。

◆相続とは権利と義務を引き受けます

相続では財産等権利だけでなく、債務等の義務も相続するのです。

遺産分割協議をおこなう時は財産の分け方ばかりに目が行きがちですが、相続放棄をしないのであれば、債務の引き受け方もきちんと取り決め、債権者の承認を得ておく必要があります。

◆◆おわりに◆◆

東北の夏はお祭りで始まります。8月の梅雨明けの空に青森のねぶた、秋田の竿灯、盛岡のさんさ、山形の花笠、仙台七夕と豪華・勇壮な飾り、華麗な舞で観光客や帰省客、地元の人を大いに楽しませてくれます。締めは大曲の豪華絢爛な花火大会。

これからお盆にかけて町内会のお祭りが開催される所も多い事でしょう。家族で参加して楽しく夏をお過ごしください。

(三)